

審査請求書記載時の注意点

- ・「審査請求に係る処分の内容」欄には、当該処分を特定できるように記載してください。

(例: 令和〇年〇月〇日付け守△△第□□号による●●決定処分)

また、可能であれば当該処分通知書の写しを合わせてご提出ください。

- ・「審査請求の趣旨及び理由」欄のうち、「趣旨」欄には、今回の審査請求で最終的にどのような裁決を行ってほしいか、ということをご記載ください。

(例: 本件処分の取消しを求める。)

- ・「審査請求の趣旨及び理由」欄のうち、「理由」欄には、上記趣旨の理由(どういう理由で本件処分が違法・不当であるのか)をご記載ください。

(当該欄だけでは記載しきれない場合は、例えば「別紙のとおり」とご記載いただき、別紙を付けていただいても結構です。)

- ・「処分庁の教示の有無及びその内容」について、教示とは、審査請求ができる旨が記載された文章のことです。(一般的には、処分通知書の下方に記載されています。)

なお、「教示の内容」欄にはその教示を転記していただくことになりますが、「別紙のとおり」とご記載いただき、教示文が記載された当該処分通知書の写しを併せてご提出いただいても結構です。